

国内で製造または組み立てられた自動車に対する特別消費税 (SCT) の納税期限の延長に関する政令65/2024/ND-CP

2024年7月

ご一読ください

2024年6月17日、政府は国内で製造または組み立てられた自動車に対する特別消費税(SCT)の納税期限の延長に関する政令65/2024/ND-CP(政令65/2024)を発行しました。この政令は、2024年5月から9月の課税期間に適用されます。

政令65/2024は、政令の署名日から2024年12月31日まで効力を持ちます。

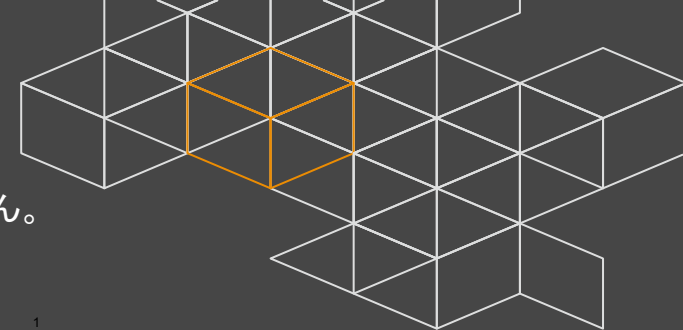


詳細

- 政令65/2024に基づき、2024年5月から9月までの課税期間において、国内で製造または組み立てられた自動車に対する特別消費税の納税期限は、2024年11月20日まで延長されます。
- 対象となる納税者には、特別消費税を直接申告する支店または従属部門が含まれます。ただし、これらの支店または従属部門の事業活動が本社と同じであることが要件とされています。
- 納税者は、延長期間に対応する特別消費税の申告書とともに、指定された様式(政令65/2024に添付)により延長申請書を提出する必要があります。延長申請書の提出期限は2024年11月20日です。
- 申告書の修正により特別消費税が増加し、修正申告書が延長申請書の提出期限である2024年11月20日までに税務当局に提出された場合には、当該修正により増加した特別消費税も延長の対象となります。
- 税務当局は納税者に延長の承認・否認を通知する義務はないとされており、納税者は、特別消費税の延長の対象となるかを自ら判断する必要があります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス:



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com

ホーチミンオフィス:



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



©2024 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.